

○八女西部広域事務組合職員の定年等に関する条例

(昭和60年3月31日 条例第1号)

改正 令和5年1月10日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定年等)

第2条 職員の定年等に関しては、筑後市職員の定年等に関する条例（昭和60年筑後市条例第2号）の規定の適用を受ける職員の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年1月10日条例第1号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。